

事務連絡
令和2年2月24日

全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記については、「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について」（令和2年2月13日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室他事務連絡）等において、留意事項等をお示ししているところです。高齢者施設等で感染防止対策に万全を期していくため、

- ・ 職員は出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤しないことを徹底する
- ・ 入所者への面会は緊急やむを得ない場合を除き制限し、発熱等の症状が認められる場合には面会を断る
- ・ 通所サービスの利用者の送迎の際に本人の体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には利用をお断りする

など、感染拡大防止のための留意点をまとめた「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年2月24日付厚生労働省健康局結核感染症課他事務連絡）を都道府県等に対して発出したところです。

貴会におかれましては、別紙の内容についてご了知いただくとともに、会員各位に対し、引き続き新型コロナウイルスへの対応についてご周知いただきますようお願いいたします。

【別紙】

- 「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年2月24日付厚生労働省健康局結核感染症課他事務連絡）

- 「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年2月24日付厚生労働省健康局結核感染症課他事務連絡）